



平成 26 年 11 月 20 日

各 位

会 社 名 扶桑電通株式会社
代表者名 代表取締役社長
児 玉 栄 次
(コード：7505、東証第二部)
問 合 せ 先 取締役常務執行役員管理本部長
星 野 博 直
(TEL. 03-3544-7211)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成26年11月20日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成26年12月18日開催予定の第69期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、現行定款第2条〔目的〕に事業目的の追加を行うものであります。
- (2) 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速かつ適切に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に短縮することとし、現行定款第22条〔取締役の任期〕を変更するものであります。
- (3) 機動的な資本政策および配当政策の遂行を可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう変更案第45条〔剰余金の配当等の決定機関〕を新設するとともに、同条の一部と内容が重複する現行定款第7条〔自己の株式の取得〕および現行定款第45条〔中間配当〕を削除し、現行定款第44条〔剰余金の配当の基準日〕の所要の変更をするものであります。
- (4) 社外取締役および社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第1項の責任限定契約に関する規定に基づき、変更案第30条〔社外取締役の責任限定契約〕および変更案第40条〔社外監査役の責任限定契約〕を新設するものであります。なお、変更案第30条〔社外取締役の責任限定契約〕の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (5) 法令で定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて選任する補欠監査役の選任決議の効力を4年に伸長するため、現行定款第33条〔監査役の任期〕の所要の変更をするものであります。
- (6) 上記条文の新設および削除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日 平成26年12月18日（木）
定款変更の効力発生予定日 平成26年12月18日（木）

以上

現 行 定 款	変 更 案
<p>〔目 的〕</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) (条文省略)</p> <p>(2) 電気工事、通信工事の設計、施工、管理</p> <p>(3) (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p><u>(4)</u></p> <p>〃 (条文省略)</p> <p><u>(9)</u></p> <p>〔自己の株式の取得〕</p> <p>第7条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第8条</p> <p>〃 (条文省略)</p> <p>第21条</p> <p>〔取締役の任期〕</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>〔目 的〕</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) 電気工事、<u>電気通信工事</u>の設計、施工、管理</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p><u>(4) 情報処理サービス、情報通信サービスおよび情報提供サービス</u></p> <p><u>(5) 環境機器・装置の販売、設置および保守</u></p> <p><u>(6)</u></p> <p>〃 (現行どおり)</p> <p><u>(11)</u></p> <p>(削 除)</p> <p>第7条</p> <p>〃 (現行どおり)</p> <p>第20条</p> <p>〔取締役の任期〕</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削 除)</p>

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第23条 　　(条文省略)</p> <p>第30条 　　(新　　設)</p> <p>〔監査役の任期〕</p> <p>第33条　監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>　　(新　　設)</p> <p>　　(新　　設)</p>	<p>第22条 　　(現行どおり)</p> <p>第29条</p> <p>〔<u>社外取締役の責任限定契約</u>〕</p> <p>第30条　<u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第1項の賠償責任に関し、法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</u></p> <p>〔監査役の任期〕</p> <p>第33条　　(現行どおり)</p> <p>　　(現行どおり)</p> <p>3　<u>会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>4　<u>前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできない。</u></p>

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>第40条) (条文省略)</p> <p>第43条</p> <p>(新 設)</p> <p>[剰余金の配当の基準日]</p> <p>第44条 当社の期末配当の基準日は、毎年 9月30日とする。 (新 設)</p> <p>2 前項のほか、基準日を定めて剰余金 の配当をすることができる。</p> <p>[中間配当]</p> <p>第45条 当社は、取締役会の決議によって、 <u>毎年3月31日を基準日として中間配当 をすることができる。</u></p> <p>第46条 (条文省略)</p>	<p>[<u>社外監査役の責任限定契約</u>]</p> <p>第40条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規 定により、社外監査役との間で、同法 第423条第1項の賠償責任に関し、法令 の定める最低責任限度額を限度とする 契約を締結することができる。</u></p> <p>第41条) (現行どおり)</p> <p>第44条</p> <p>[<u>剰余金の配当等の決定機関</u>]</p> <p>第45条 当社は、<u>剰余金の配当等会社法第 459条第1項各号に定める事項につい ては、法令に別段の定めのある場合を 除き、取締役会の決議によって定める。</u></p> <p>[剰余金の配当の基準日]</p> <p>第46条 (現行どおり)</p> <p>2 <u>当社の中間配当の基準日は、毎年 3月31日とする。</u></p> <p>3 <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余 金の配当をすることができる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>第47条 (現行どおり)</p>